

公園樹木等年間管理業務委託共通仕様書

(案)

令和 年 月

入間市都市整備部都市計画課

目次

第1章 総則

第1節 一般事項

1 適用範囲	1
2 法令等の遵守	1
3 軽微な変更	1
4 関係書類の提出	1
5 疑義の解釈	1

第2節 作業の適正化

1 委託作業	1
2 工程管理	1
3 事前協議	1
4 作業用機械器具類	1
5 作業記録写真	2
6 作業日報	2
7 周知	2

第3節 安全管理

1 一般事項	2
2 交通及び保安上の措置	2
3 事故防止	3
4 委託現場	3
5 作業用機械器具類	3
6 現場の整理整頓	3

第4節 完了

1 後片付け	3
2 受注者提出書類	3

第2章 管理作業

第1節 一般事項

1 適用範囲	4
2 植物への配慮	4
3 施設等への配慮	4
4 利用者その他への配慮	4
5 ゴミの処理	4

第2節	除草・草刈	
1	時期	5
2	人力草刈及び除草	5
3	機械草刈（肩掛式・ロータリー式）	5
第3節	芝生管理	
1	時期	5
2	芝刈	6
3	除草・抜根除草	6
4	施肥	6
5	目土かけ	6
6	ブラッシング	6
第4節	樹木管理	
1	樹木の点検	6
2	剪定・刈り込みの基本的な考え方	7
3	樹木剪定	7
4	支障枝・越境枝・枯枝処理	7
5	支障木・危険木・枯損木の伐採	8
6	刈り込み	8
第5節	病虫害防除	
1	病虫害防除	8
2	病虫害駆除剤（農薬）散布	8
第6節	施肥	
1	目的	9
2	寄植・生垣施肥	9

第1章 総則

第1節 一般事項

1 適用範囲

- (1) この共通仕様書は、入間市都市整備部都市計画課が発注する都市公園及び都市公園以外の公園樹木等年間管理委託業務に適用する。
- (2) 委託業務における作業は、それぞれの作業に応じ、本仕様書に定める仕様に従い履行すること。
- (3) この共通仕様書に定めのない事項については、監督員に確認して指示を受けなければならない。

2 法令等の遵守

履行にあたっては、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。

3 軽微な変更

現地の状況等により、作業位置・作業方法・作業予定日等の軽微な変更をする場合は、監督員と協議する。

4 関係書類の提出

受注者は、「第4節 完了 2 受注者提出書類」に基づき、関係書類を提出すること。

5 疑義の解釈

仕様書に定める事項について質疑を生じた場合の解釈及び細目については、監督員と協議する。

第2節 作業の適正化

1 委託作業

委託作業については、設計書、図面及び仕様書等に基づき、作業しなければならない。

2 工程管理

- (1) 受注者は、作業計画表により適正な管理を行うものとする。
- (2) 受注者は、作業計画に変更が生じる恐れのある場合には、監督員と協議し承諾を受けるものとする。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、公園利用者の安全確保等のため、必要な作業を早急に実施するよう指示することがある。

3 事前協議

特に作業時期の定められたもの、作業時期を逸すると効果の期待できない作業及び新規の作業については、監督員と事前に協議し作業の進行を図ること。

4 作業用機械器具類

作業用機械器具、道具類は、各作業に適するものを使用すること。また、監督員が不適

当と認めるときは、作業用機械器具類等の変更を指示することがある。

5 作業記録写真

委託作業写真は、カラー写真とし、作業実施前、実施中、実施後の状況が明確に確認できるよう撮影する。この時、露出不足になる夕方等の撮影は避け十分な露出が得られる日中に撮影を行う。撮影した写真は、管理表や図面等と整合を図り、公園ごとに整理して提出する。

6 作業日報

受注者は、業務の作業日報を監督員に提出するものとする。ただし、監督員が必要ないと認めるときは、これに準ずる報告書（週報、月報など）を提出するか、又は省略することができる。

7 周知

必要に応じて、事前に当該公園利用者及び周辺住民等に対し作業内容がわかるような文書及び看板等で周知すること。

第3節 安全管理

1 一般事項

- (1) 受注者は、「労働安全衛生法」等関係法規の定めるところにより常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。
- (2) 受注者は、別途作業等と作業現場が隣接し、または、同一場所において作業する場合は、常に相互協調して安全管理に支障をきたさないよう処置すること。
- (3) 薬剤及び石油類の危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて関係法規の定めるところに従い、万全の対策を講じること。

2 交通及び保安上の措置

受注者は、交通の障害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう、次の事項に留意し、交通及び保安上十分な注意をすること。

- (1) 交通及び保安に関係ある作業については、関係官公署の指示事項を遵守し、十分な処置を施すこと。
- (2) 作業のため通行を禁止、または制限する必要があるときは、関係官公署の許可を得て、所定箇所に指定の表示及び必要に応じて交通整理員を配置するなどの十分な処置を講じること。
- (3) 受注者は、作業にあたって地元住民、公園緑地等の利用者などに危険がないよう、十分な安全対策を講じるものとする。
- (4) 公園緑地等へ作業車両を乗り入れる場合は、徐行（時速8km以下）するものとする。
- (5) 受注者は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際しては、天気予報などの情報を把握し、常にこれに対処できるように準備しておくものとする。
- (6) 台風の通過後や降雪後は、巡回パトロールを行い担当へ報告すること。なお、緊急時

や災害等が予測されるような場合は、応急対応を指示する場合がある。

3 事故防止

- (1) 受注者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害・迷惑を防止するため、必要な処置を講じること。
- (2) 受注者は、地上及び地下工作物、樹木等に損失を与えることのないよう、十分注意をするとともに適切な防護措置を講じること。
- (3) 受注者は、作業において障害等を発見した場合は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受けること。
- (4) 作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を与えた事故、または、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、まず、人命救助を最優先とし、応急処置等所要の措置を講じると共に事故発生原因及び経過、被害の内容等について遅滞なく監督員に報告すること。

4 委託現場

- (1) 受注者は、作業の安全を図るため、作業箇所に、作業関係以外の進入を防止するため封鎖すると共に、作業表示板等必要な対策を講じること。
- (2) 作業表示板は、適切な場所に設置すること。また、必要に応じ、その他の表示板（立入禁止、薬剤散布中等）も設置すること。
- (3) 作業の実施に当たっては、作業員の安全を確保するため、保護帽の着用、必要に応じた安全帯の着用や高所作業車の使用等、適切な安全対策を講じること。
- (4) 受注者は、草刈等の作業にあたり石や土埃等の飛散による事故及び被害発生の防止措置（立入禁止、飛散防止用ネット、板の使用、防塵対策措置等）を講じるものとする。

5 作業用機械器具類

- (1) 機械類を使用または移動する場合は、関係法規の定めを厳守し、架空線、埋設物、道路及びその他構造物に損傷を与えることのないよう注意すること。
- (2) 機械類を休止させておく場合、または操作している者が一時的に受持ち場所を離れる場合は、原動機を止め電源を切る等の事故防止に必要な措置を講じること。

6 現場の整理整頓

受注者は、作業道具や機械器具等を交通及び保安上の障害とならないように、使用の都度、整理または現場外に搬出し、現場内は常に整理整頓しておくこと。

第4節 完了

1 後片付け

受注者は、作業の完了に先立ち、速やかに不要材料を整理し、仮設物等を撤去して現場内外の清掃及び後片付けを完全に行うこと。

2 受注者提出書類

- (1) 契約時に提出するもの。

- ①契約保証金納付免除申請書（保証金を納付する場合を除く。）
 - ②課税事業者届出書又は免税事業者届出書
 - ③契約書
 - ④現場責任者・管理技術者通知書及び経歴書
 - ⑤工程表
 - ⑥内訳表
 - ⑦作業計画表
- (2) 業務完了時まで提出するもの。
- ①作業日報
 - ②植栽平面管理図
 - ③出来高数量表（剪定樹木確認調書）
 - ④記録写真
 - ⑤その他監督員が必要と認めた書類
- (3) 受注者は、書類の提出にあたり、必要な図書などについて、監督員の指示に従わなければならない。

第2章 管理作業

第1節 一般事項

1 適用範囲

公園緑地等の管理作業に適用する。

2 植物への配慮

当該管理作業の目的及び当該管理作業が対象植物に及ぼす影響の強さ等を十分理解し、特に生き物としての植物に対する細心の注意と愛情をもって、作業に当たるよう努めるものとする。

3 施設等への配慮

公園並びに、その周辺の施設及び車両等においては、その機能及び利用度等に、支障を来たすおそれのないよう十分注意し、万全の策を講ずると共に支障のある場合は、速やかに監督員に報告すること。

4 利用者その他への配慮

安全に十分注意し、ケガ、損傷等を生じた場合においては、まず、人命救助を最優先とし、すべて受注者の責任において処置するとともに、速やかに監督員に報告すること。また、市民に不信感を与えることのないよう誠意をもって行うこと。

5 ゴミの処理

- (1) 中低木の刈り込みに伴う発生枝、除草ゴミ等、チップ化を図ることが出来ない一般廃

棄物は、入間市総合クリーンセンターへ持ち込み処理する。

- (2) チップ化できる剪定枝等については、堆肥化を図るものとし、処理状況が確認できるよう写真撮影を行う。また、中間処理業者等に処理を委託する場合は、受入状況が確認できる写真、受入証明書等を添付する。
- (3) 業務遂行にあたり収集したゴミ、ビン、空缶等は、分別して入間市総合クリーンセンターに搬出し処理すること。
- (4) 入間市総合クリーンセンターへの持ち込み処理費用については、減免とする。
- (5) 入間市総合クリーンセンターへ一般廃棄物を持ち込む場合は、一般廃棄物減免処理依頼書を提出すること。

第2節 除草・草刈

1 時期

時期及び回数は、以下を標準とするが、草刈作業場所の状況を確認し、また、その場所の管理方針を考慮して監督員と協議の上、決定すること。

- (1) 1回目 5月～6月
- (2) 2回目 6月～7月
- (3) 3回目 8月～9月
- (4) 4回目 10月～11月

2 人力草刈及び除草

- (1) 刈込器具は鎌などを用いる。
- (2) 刈りむらのないように均一に刈り込む。
- (3) 刈り残しが無いように注意する。
- (4) 樹木や施設などにかからんでいるつる性雑草も除去する。
- (5) 樹木、株物、柵などを損傷しないように注意する。
- (6) 刈り跡はきれいに清掃する。

3 機械草刈（肩掛式・ロータリー式）

- (1) 作業前に小石などを除去し、周囲に飛散しないようにする。
- (2) 刈りむらのないように均一に刈り込む。
- (3) 機械刈りのできない場所については、手刈りとして、刈り残しのないように仕上げる。
- (4) 小石などの跳ね飛ばしや刈草の吹き出し方向に注意し、事故及び被害発生の防止に努めること。
- (5) 樹木、株物、柵などを損傷しないように注意する。
- (6) 刈り跡はきれいに整地清掃する。

第3節 芝生管理

1 時期

時期及び回数は、以下を標準とするが、草刈作業場所の状況を確認し、また、その場所の管理方針を考慮して監督員と協議の上、決定すること。

- (1) 1回目 5月～6月
- (2) 2回目 6月～7月
- (3) 3回目 7月～8月
- (4) 4回目 9月～10月
- (5) 5回目 10月～11月

2 芝刈

- (1) 芝生地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
- (2) 刈込みは、芝生地内にある樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しがないように均一に刈込む。
- (3) 乗用式や肩掛け式の刈込み機を用いて作業する場合、樹木の幹等を傷つけないよう、樹木の根元周辺は、手刈りで行う。
- (4) 刈込み高は、概ね3センチ程度を標準とする。
- (5) 集草作業において、刈り取った芝は園内又は園外に運搬処理するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。

3 除草・抜根除草

- (1) 芝生を傷めないよう、除草フォーク等を用いて根より丁寧に抜き取る。
- (2) 抜き取った雑草は、園内又は園外に運搬処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

4 施肥

- (1) 所定の肥料の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。

5 目土かけ

- (1) 目土は、ふるいにより、植物の根、ガレキ等を除去したものをを用いる。土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう入念に混合する。
- (2) 目土用土は、指定の厚さにとんぼ等を用いて、むらなく均一に十分すき込む。

6 ブラッシング

- (1) ほふく茎や根等を切断すると共に、茎葉の間に枯葉枯茎（サッチ）を除去し、更新を促すためレーキやフォーク等で丁寧に数回引っかく。
- (2) 発生した枯葉枯茎等はきれいに清掃し、園内又は園外に運搬処理する。

第4節 樹木管理

1 樹木の点検

- (1) 作業時に、園内の樹木の巡視点検を行う。
- (2) 点検中、異常が認められた場合は、即時事故の発生・拡大等防止のための応急措置を行い監督員に報告する。

(3) 点検項目は以下の通りとする。

- ①樹木の状況（倒木、腐朽木、枯損木、枯枝、折枝、根上り、病虫害などの状態）
- ②支障の状況（園路や歩道、車道の通行への支障状態、照明や電線などへの支障状態、隣接地への越境の状態など）

2 剪定・刈り込みの基本的な考え方

- (1) 高木とは樹高 500 cm以上で高所作業車等が必要となるもの、中低木とは樹高 500 cm未満ではしご等で対応可能な高さの樹木とする。
- (2) 剪定は、樹木のもつ自然樹形を基本とし、樹木固有の美しさを保つように行うこと。
- (3) 刈り込みは、整形を基本とし、人工的な美しさを保つように行うこと。
- (4) 地域の生態系、樹木の生育状況、景観、都市機能、交通安全、周囲の環境に配慮すること。
- (5) 樹種の特性を理解の上、種々の制約条件に応じて最も適切な方法と時期により行うこと。
- (6) 花木の場合は、花芽分化時期に留意すること。
- (7) 樹高が高くなり、枝が横に大きく広がる樹種は、維持する樹木の大きさや形状に配慮すること。
- (8) 太枝や幹を切り落とす場合には、枝や幹の分岐部で切断し、表皮が剥がれないよう十分注意する。また、必要に応じ防腐処理を施す。
- (9) 樹木に材質腐朽菌によるキノコの発生、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した場合は、監督員に速やかに報告すること。

3 樹木剪定

(1) 基本剪定（整枝剪定）は、樹形維持・形成のために枝の骨格、配置を作ることを目的とした骨格枝剪定に適用する。

主に、枝おろし、枝抜き剪定、切返し剪定によって、将来の枝の成長を予測した枝の数や長さ、配置を決め、不要枝を除去すると共に、整姿剪定を行って樹冠を整える。

(2) 軽剪定（整姿剪定）は、樹冠の整生・混みすぎによる枯損枝の発生防止を目的とする弱めの剪定で、主に切詰め、枝抜き等を行う。

(3) 主として剪定すべき枝

- ①枯枝
- ②成長の止まった弱小枝
- ③病虫害枝
- ④支障枝（通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝）
- ⑤危険枝（折損によって危険をきたす恐れのある枝）
- ⑥冗枝、ヤゴ、胴ブキ、徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立枝等（樹冠・樹形・生育上 unnecessary な枝）

4 支障枝・越境枝・枯枝処理

- (1) 支障枝・越境枝処理は、官民境界における樹木の枝の適切な管理及び照明灯等の機能の確保を図るために、越境枝及び照明灯等の施設に影響する支障枝を対象とした剪定を行う。
- (2) 支障枝や越境枝、枯枝の除去にあたっては健全枝、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意して実施し、必要に応じて保護対策を講ずる。

5 支障木・危険木・枯損木の伐採

- (1) 支障木や危険木、枯損木の伐採にあたっては周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意して実施し、必要に応じて保護対策を講ずる。
- (2) 切り株は、つまずき等を防止するため、地表より 20～30 cm 出して処理する。

6 刈り込み

- (1) 刈り込みは、樹冠を一定の形に縮小して美観を維持し、生長度や樹種の特徴、通風採光の改善、防犯に係わる視認性の確保等に配慮しながら行う。
- (2) 花木類を刈り込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。
- (3) 刈り取った枝葉はすみやかに樹冠内に残らないようにきれいに施設外搬出処理する。

第 5 節 病虫害防除

1 病虫害防除

病虫害の防除については、被害が発生した場合に被害を受けた部分の剪定や捕殺等により病虫害防除を行うよう最大限努めることとする。このため、日頃から病虫害被害の早期発見に努めることとする。

2 病虫害駆除剤（農薬）散布

やむを得ず農薬を使用する場合は、次の事項の遵守に努め、農薬の飛散が近隣住民、公園利用者、子ども等に健康被害を及ぼすことのないよう、最大限配慮することとする。

- (1) 農薬の使用に際しては、誘殺、塗布、樹幹注入等、散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の区域における農薬散布に留めること。
- (2) 農薬を使用する場合は、農薬取締法等の農薬関連法規等を遵守し、農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の植物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 農薬の散布は、無風または風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。散布に際しては、来園者をはじめ周囲の対象植物以外のものにかからぬように、また実施者自らもマスク、手袋等を着用するなど、身体への影響に十分注意する。
- (4) 農薬を使用する際には、周辺住民に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用方法、使用農薬の種類等について、十分周知するとともに、散布作業時には、出入口、外周等見やすい位置における立て看板の表示等により、周知徹底を図り、散布区域

内に公園利用者、住民等が入らないよう最大限の配慮を行うこと。散布後も同様な処置を講ずること。農薬散布区域の近隣に通学路等がある場合には、子供の通行時に農薬の散布が重ならないようにする等、子供の健康被害防止について徹底すること。

- (5) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した薬剤の種類または名称並びに使用した薬剤の単位面積当たりの使用量または希釈倍数について記帳し、一定期間保管すること。

第6節 施肥

1 目的

樹木の施肥は、樹木の美観の保持、抵抗力の促進、開花、結実などを目的とする。

2 寄植・生垣施肥

- (1) 肥料が枝葉に直接触れないように注意し、植え込みに均一に散布すること。枝葉に付いた場合は、掃き落としておくこと。
- (2) 施肥は、状況に応じて適宜行う。